

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本 施策 8	(1) 消防力の充実・強化 消防・救急体制の充実	宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業			山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業である。	R1以前～ R9以降	898,622	消防課
		消防資機材整備事業費特別分担金支払事業			老朽化の著しい消防資機材の更新及び新たに必要となる消防資機材の購入を行うために負担金を支払い、市民の安心、安全を確保する。具体的には、消防用ホース、防火衣、空気ボンベ等の更新を行う。	R1以前～ R9以降	3,751	消防課
		消防庁舎等整備事業費特別分担金支払事業			消防組合庁舎を維持・管理する事業である。老朽化等で不具合のある庁舎を改善し、防災拠点を整備する。令和3年度より消防局及び宇部中央消防署庁舎改修工事を行っていく。また、令和4年度に小野田消防署空調機更新工事の設計委託を行う。	R1以前～ R9以降	1,745	消防課
		公債費元利償還事業費特別分担金支払事業			公債費の元利償還金を支払う事業である。返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。	R1以前～ R9以降	89,496	消防課
		消防指令センター充実強化事業費特別分担金支払事業			消防組合が運営・管理する「消防指令センター」の機能停止への対策は、市民の安心・安全を確保するため、定期的な機器更新が必要不可欠である。その対策として、各機器の耐用年数等に応じ、整備から5～6年で、サーバ、パソコン、蓄電池等の情報関係機器の部分更新、10年目を目途に総合的な指令センター・デジタル無線設備の全体更新を行い、市民の安心・安全を確保するとともに、通信指令業務の充実強化を図る。	R1以前～ R6	4,411	消防課
		消防ネットワーク再構築事業費特別分担金支払事業			消防組合のネットワークは、平成24年4月の消防広域化後、消防組合を構成する山陽小野田市・宇部市の各イントラ網の一部を借用し構築しており、その内容は、市民サービスに直結する指令システム、無線システムに使用されている他、消防組合全体のシステム稼働をする上で必要不可欠なインフラである。 この度、令和3年度内に宇部市のイントラ網が全更新されることになり、消防組合単独のネットワークを構築する必要が生じたため、これを機にBCP対策を主とした災害に強い消防ネットワークを構築するもの。	R2～ R9以降	4,273	消防課
		消防水利施設設置事業(消火栓)			市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたしている。消火栓の措置がない地区や自然水利のみの地区、消火栓の水量不足地区等、水利不便地域が多く火災時の消火活動に支障を来している。よって、消火栓を有効かつ計画的に設置していく。	R1以前～ R9以降	1,558	消防課
		消防水利施設整備事業(水道管路更新に係る消火栓改良)			市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたしている。また、水道局の管路更新に伴い、消火栓の改良が必須である。水道管路の更新に併せて消火栓の改良工事も行っていく。令和4年度は18基の消火栓改良工事を予定している。	R1以前～ R9以降	14,505	消防課
		増生出張所整備事業			現増生出張所は老朽化が著しく、また狭隘であり雨漏りが酷く、防災施設としての適正を欠いている。よって、新たに増生出張所を建設するものである。令和3年度より基本設計、造成設計を行い、令和4年度に実施設計、造成工事、家屋調査(事前)、地質調査を行う。建設は令和5・6年度の2か年で、令和7年度に既存の庁舎の解体工事、家屋調査(事後)を行う。	R3～ R7	108,149	消防課
		増生出張所建設基金積立事業			増生出張所の建替えに伴う建設財源の確保を目的として基金を設置する事業である。令和5、6年度に新庁舎を建設するため、令和3、4年度の2か年で基金の積み立てを行う。なお、基金は石油貯蔵施設立地対策等交付金の全部または一部を石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第10条第3項に規定する施設整備基金として積み立てるもの。	R3～ R4	105,000	消防課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本 施策 9 防災体制の充実	(2) 消防団活動の推進	消防団活動の活性化事業			消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、出勤手当等を支給し、デジタル無線保守を行い、防火衣等の更新を行っていく。	R1以前～ R9以降	46,790	消防課
		消防団処遇改善事業			全国的に消防団員数が減少していること、災害の多発化・激甚化に伴い消防団員に求められる役割が多様化していることから消防団員の確保が急務となっている。このような中、消防庁は「非常勤消防団員の報酬等の基準」を策定し、出勤報酬の創設及び標準額等を示し、各市町村に必要な条例改正等を行い、令和4年4月1日から施行するよう求めており、本市においても消防庁の基準に準じ、報酬額等の見直しを行うものである。 具体的には出勤・訓練・警戒・機械器具手当を費用弁償としてではなく、出勤報酬として位置付ける。 また、火災出勤報酬、警戒報酬の報酬額を7,000円から8,000円に引き上げる。	R4～ R4	17,950	消防課
		消防団装備改善事業			平成25年度に消防団員服制基準が改正された。これに伴い現在使用している消防団の活動服の生産が中止となることから、活動服を新基準のものに更新していく。現在の活動服は平成17年に作成しており16年が経過している。本市以外の県内の市はほとんど新基準の活動服を使用しており、5年計画で新基準のものに更新していく。	R2～ R6	1,866	消防課
	(1) 防災対策等の充実	総合的防災体制整備事業			市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体として組織立った活動が必要不可欠である	R1以前～ R9以降	9,780	総務課
		国民保護対策事業			山陽小野田市国民保護計画に基づき、武力攻撃などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている	R1以前～ R9以降	40	総務課
		総合防災訓練事業			災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム運用事業		1-(2)		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、整備が必要である	R1以前～ R9以降	5,997	総務課	
防災メール配信事業				災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する	R1以前～ R9以降	1,231	総務課	
防災ラジオ助成事業	1-(2)		FM山陽小野田と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前より要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度より行う。	R1以前～ R9以降	1,155	総務課		

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		FM波によるJ-ALERT(全国瞬時警報システム)情報伝達事業	1-(2)		避難指示等の発令をした場合に、必要に応じ、ラジオを自動で立ち上げ緊急放送を行っているが、J-ALERT(全国瞬時警報システム:緊急地震速報、弾道ミサイル情報など)とは連動していないため、令和2年度に設備連携を行った。また、防災ラジオをJ-ALERTと連動させるとともに、無線LANによる多重化を進め、緊急時には本庁舎からも緊急放送を行うことのできるシステムも構築し、既存の小・中学校等の放送設備とも連動させ、緊急放送を一秒でも早く、児童、生徒、防災ラジオ購入者に伝える体制を整えた。今後はこの情報伝達事業を継続して実施していく	R1以前～ R4	220	総務課
		防災情報伝達システム整備事業	1-(2)		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種類、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせる。」及び「一つの災害情報伝達手段を強固化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備、災害用デジタル無線機の更新、更には衛星携帯電話を整備するもの	R4～ R9以降	18,480	総務課
		災害対策専門職員育成事業			昨今頻発している大規模災害に対して、市には迅速かつ的確な対応が強く求められており、災害対応の最前線に立つ市役所職員には、より一層の危機管理・防災に対する専門的知識が必要となっている。災害対策に関する研修を総務課の職員を中心に、毎年一人づつ受講させることにより、市役所全体に専門知識を有する職員が徐々に育成され、より災害に強い行政組織運営が可能となる。また、災害対策本部運営の中核を担う防災危機管理監に「指揮統制」、「対策立案」に特化した専門研修を受講させることにより、自治体で災害対応を行うに当たり不可欠となる知識・技能を効率的に身につけさせる	R1以前～ R9以降	181	総務課
		山陽小野田市国土強靱化地域計画推進事業			近年の災害は頻発化、激甚化が著しく、これらの大規模自然災害に備えるためには、事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する計画が必要である。当該計画に基づき、令和3年度より山陽小野田市国土強靱化推進会議を開催し、国等の補助金、交付金事業について予算の「重点化」「要件化」を実施しているが、推進会議の中で、地域計画の推進、進捗管理及び内容の見直し等、更なる具体的な事前防災・減災に向け取り組んでいく	R2～ R9以降	ゼロ予算	総務課
		山陽小野田市地域防災計画推進事業			山陽小野田市地域防災計画は災害対策基本法に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを補完し修正する必要があります。そのため山陽小野田市防災会議において各防災会議委員へ諮問を行ない計画の修正を行っており、災害対策の根幹となる重要な計画である	R4～ R9以降	ゼロ予算	総務課
		防災メール配信事業(臨時分)			防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の一つである。大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進し、災害時の情報を迅速かつ的確に情報伝達する。	R4～ R9以降	151	総務課
		避難所の運営事業			災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならぬ者を一時的に収容し、保護する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	社会福祉課
		避難所備蓄品整備事業			災害発生時に避難所を開設し運営するにあたり、必要な備蓄品について、これまでも食料や生活必需品を中心に日本赤十字社山陽小野田市地区による備蓄が行われているが、市としても自助・共助を基本とし、コロナウイルスに代表される感染症対策も踏まえ、発災直後に必要となる避難所運営に必要な資器材を備蓄する。	R1以前～ R9以降	147	社会福祉課
	(2) 地域 防災力の 向上	防災知識普及啓発事業			市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識を持つことが必要である。出前講座や防災講演会などの機会を活用し、防災意識の普及啓発を図っていく	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	総務課
		自主防災組織等育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う	R1以前～ R9以降	1,140	総務課
		地域防災訓練事業	1-(2)		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R1以前～ R9以降	1,100	総務課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		防災土育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災土育成を支援する	R1以前～ R9以降	130	総務課
		防災標語コンクール実施事業			近年、自然災害が全国各地で多発し、局地化、激甚化が著しい中で被害が拡大する傾向にあり今後もこうした自然の脅威による災害は避けることはできないと思われる。災害を未然に防ぎ、「一人ひとりが生命を守る」ために、自助、共助につながる取組として、未来を担う子ども達に標語を募集することで、防災の大切さ、災害への備えを高め、災害に強いまちづくりの構築に資するもの	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	総務課
		コミュニティ活動助成事業			地域社会の活性化のため、コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業)を活用し、地域防災力の充実、強化を図る【実施主体】 コミュニティ助成事業:(一財)自治総合センター	R4～ R9以降	1,100	総務課
		避難確保計画推進事業			「水防法」及び「土砂災害防止法」に指定されている浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し避難訓練の実施が義務付けられています。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、管理者等に対し避難確保計画を作成させ避難訓練の実施を行うよう支援を図っていく	R4～ R9以降	ゼロ予算	総務課
		ハザードマップ整備事業			平成27年5月の水防法改正により、国、県又は市町村は想定し得る最大規模の降雨・潮位に対応した浸水想定を実施し、市町村はこれに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するためのハザードマップを作成することが必要になった。このことから、県は洪水・高潮浸水想定区域の見直しを行っており、市は、この結果を踏まえて、被害予測、浸水範囲及び避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめることを目的として、洪水(有帆川、厚狭川)・高潮ハザードマップの更新を行う。	R2～ R4	9,060	土木課
	(3) 地域 保全 の 充実	基幹水利施設ストックマネジメント事業(沖開作・古開作・後潟排水機場)			県営事業で整備した排水機場で、すでに機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。	R1以前～ R9以降	23,750	農林水産課
		刈屋漁港海岸保全施設整備事業	1-(2)		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R2～ R9以降	81,438	農林水産課
		ハザードマップ整備事業			平成27年5月の水防法改正により、国、県又は市町村は想定し得る最大規模の降雨・潮位に対応した浸水想定を実施し、市町村これに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するためのハザードマップを作成することが必要になった。このことから、県は洪水・高潮浸水想定区域の見直しを行っており、市はこの結果を踏まえて、被害想定・浸水範囲及び避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめることを目的として、高潮ハザードマップの更新を行う。	R4～ R4	3,190	農林水産課
		雨水排水ポンプ場維持管理事業			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。	R1以前～ R9以降	5,249	農林水産課
		県営海岸保全施設整備事業(松屋植生)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成18～31年度。(～令和7年度に事業計画変更)整備延長は2,503m	R1以前～ R7	7,500	農林水産課
		県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成17～33年度。(～令和6年度に事業計画変更)整備延長2,350m	R1以前～ R6	7,500	農林水産課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		海岸防災事業負担金			山口県が定めた「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修し、事業負担金を支出する。本港地区、大浜地区	R1以前～ R9以降	52,200	土木課
		自然災害防止事業負担金 (海岸)			きらびビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。郡・津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い流下断面を確保する対策が必要である。 また、郡・津布田海岸の護岸については、老朽化が進み基礎部の洗掘や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図ると共に、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施する。	R1以前～ R9以降	13,900	土木課
		土砂災害危険箇所整備事業 (維持管理)			急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や施設に影響を及ぼすおそれのある雑木を伐採することで、災害を防止する。	R1以前～ R9以降	300	土木課
		急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業(県事業)			国の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行うことで既存の施設を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の10%を負担金として負担する。	R1以前～ R5	10,000	土木課
		急傾斜地崩壊対策事業 (県事業)			危険な急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の5%を負担金として負担する。	R1以前～ R5	6,000	土木課
		雨水排水機場維持管理事業			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	R1以前～ R9以降	23,904	土木課
		河川事務事業			市が管理する準用河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。	R1以前～ R9以降	500	土木課
		河川寄州除去事業(経常)			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R1以前～ R9以降	300	土木課
		河川寄州除去事業(臨時)			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R1以前～ R9以降	300	土木課
		河川浚渫事業			市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。	R1以前～ R6	32,000	土木課
		北竜王遊水池環境整備事業 (経常分)			北竜王遊水池は、北竜王排水機場の調整池であるが、長年にわたり流入土砂が堆積しており調整池としての能力を低下させている。また、アシなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈等を行う必要がある。	R1以前～ R9以降	1,800	土木課
		雨水排水施設維持管理事業			雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するためスクリーンの清掃及び維持管理 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理 ・若冲雨水ポンプ場の機能を保全するため若冲遊水池の維持管理 ・調整池である西の浜遊水池の浚渫	R1以前～ R9以降	2,177	下水道課
		雨水排水ポンプ場維持管理事業			市内(公園通り第2排水区 245ha)における降雨時の雨水排除のため設置した若冲雨水排水ポンプ場の維持管理を行う。	R1以前～ R9以降	8,272	下水道課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		雨水排水ポンプ場長寿命化事業			若沖雨水排水ポンプ場は平成3年に供用開始し、施設の経年劣化が認められる。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を実施するとともに未整備施設の整備を行う。	R1以前～R9以降	ゼロ予算	下水道課
基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進	(1) 交通安全思想の普及	交通安全事務			交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署、交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。	R1以前～R9以降	4,926	生活安全課
		交通安全施設整備事業			市道の交通安全環境向上及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」における対策必要箇所について、区画線、道路反射鏡、防護柵などの安全施設を整備する。	R1以前～R9以降	6,896	土木課
	(2) 交通安全環境の整備	道路照明整備事業			市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	R1以前～R9以降	1,048	土木課
		街路灯整備促進事業(連続照明)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)を整備しているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	R1以前～R9以降	1,110	土木課
		山陽小野田市街路灯委員会修繕補助事業(LED化)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯が設置してありますが、施設が老朽化しており、その対策が必要です。また、スポンサーの減少や電気代の高騰により街路灯管理団体の維持管理の運営が厳しい状況にあります。このため、灯具のLED化を実施して、老朽化対策と維持管理費の削減を図り、運営を健全化します。	R3～R9以降	800	土木課
		通学路安全対策事業			通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R1以前～R9以降	60,000	土木課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	(3) 地域 防犯対策の 推進	地域防犯対策推進事業			防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	R1以前～ R9以降	1,914	生活安全課
		防犯外灯助成事業			防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することで自治会等の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。また、LED灯化により電力消費が抑えられ、自治会等の負担軽減や地球温暖化対策にも貢献できるため、防犯外灯のLED灯化を平成25年度から10年間を目途に促進する。	R1以前～ R9以降	4,980	生活安全課
		防犯カメラ設置補助事業			犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑制し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。	R3～ R9以降	2,000	生活安全課
		防犯対策整備事業			防犯外灯助成事業及び防犯カメラ設置補助事業を円滑に進め、地域の安全確保を図る。また、犯罪の発生の防止に寄与する。	R1以前～ R9以降	20	生活安全課
	(4) 空家等 対策の 推進	管理不全な空家等対策の強化事業			適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空家等に関する施策となる山陽小野田市空家等対策計画を作成している。現在の計画の期間は、R5年3月末まで、R5年4月からの新たな期間に向けて、R4年度に空家等の実態調査を行い市内の空家等の現況を把握し、効果的な空家等対策を進めるための方針を空家等対策計画に盛り込み、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。また、担当職員に必要な専門研修を受講させる。	R1以前～ R9以降	15,551	生活安全課
		空家等放置問題対策としてのサポート事業			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。住民、消防等の協力を得ながら管理不全な空家等の把握に努め、当該所有者等に対する行政指導を粘り強く継続し、周辺的生活環境に与える危険や不安の解消を図る。 現在、空家等の現地確認の記録、戸籍や住民票等の個人情報、空家等の画像を、小学校区ごとに複数のドットファイルに収納しているが、苦情等による空家等の調査頻度が高く、毎日のようにファイルに情報を加えている。すでにキャビネットの容量も余裕がなく、来年度5年に1度の空家等実態調査を実施予定であるため、新たな空家等に関する情報が大幅に加わることが予想される。また、生活安全課自体の移動も予定されているので、空家等の情報をより取り出しやすく、収納しやすくするためにA4ファイルキャビネットを購入し、業務のスピード化を図る。	R1以前～ R9以降	90	生活安全課
		空家等の適正管理の啓発事業			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。広報紙やホームページなど、様々な媒体を活用して周知に努め、セミナーの開催、空家等の適正管理に関する意識啓発を行い、管理不全な状態にある空家等の是正に努める。	R1以前～ R9以降	45	生活安全課
		特定空家等除却事業			地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、著しく周辺に悪影響を及ぼしている管理不全の空家等を特定空家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」)に基づく助言・指導、勧告、命令をしてもなお措置が履行されない場合は、空家法に基づき行政代執行により当該特定空家等を除却する。	R1以前～ R9以降	5,800	生活安全課
空家等の適正管理の補助事業			今後、空家等の数の増加が見込まれ、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、引き続き空家等の発生の抑制、利活用、除却等の取組を強力に推進する必要がある。空家等の所有者等が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切であることから、所有者等の負担軽減を図るための各種補助金を交付することにより空家等対策を進める。	R1以前～ R9以降	7,000	生活安全課		

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	(5) 消費生活の安全確保	消費者保護事業			高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しているため、悪質商法による消費者被害の防止に努める。また、商品の適正な表示の監視や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	R1以前～ R9以降	239	生活安全課
		地方消費者行政活性化事業			国民生活センター主催の研修会への参加や法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費者安全法に規定されている消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために民生委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。交付金等を活用して整備した体制を今後も維持・推進する。	R1以前～ R9以降	6,818	生活安全課
		消費者安全確保地域協議会設置事業			高齢者等は、悪質商法の標的とされやすく、消費者被害が認識されにくい状況にある。平成26年の消費者安全法改正により、地方公共団体は地域で活動する様々な団体や個人を構成員とした消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行うことができることとされている。高齢者等の消費者被害を被害を防止するため、国及び県から設置を求められている地域見守りネットワークとして消費者安全確保地域協議会を設置する。	R4～ R9以降	12	生活安全課
基本施策 1-1 地域づくりの推進	(1) 持続可能な地域づくりの推進	地域運営組織推進事業	1-(1)	スマイルエッジング	人口減少や高齢化等により住民に最も身近な地域活動が難しくなっているといわれる中、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である「地域運営組織」の形成に向けた取組を行う。 R4年度は、地域づくりに関する専門家の派遣、ワークショップの開催、先進地視察を行う。	R3～ R9以降	553	市民活動推進課
		ふるさとづくり推進事業		スマイルエッジング	市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 有帆ふるさとづくり協議会に対してふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。	R1以前～ R9以降	3,181	市民活動推進課
		地域振興諸行事支援事業		スマイルエッジング	各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業	R1以前～ R9以降	2,260	市民活動推進課
		自治会組織活性化事業		スマイルエッジング	地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。また、単位自治会へは月2回広報紙等の文書配布を行う。また地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R1以前～ R9以降	66,156	市民活動推進課
		自治会館建設補助事業			地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助することで、地域住民の交流の場として利用を促進し、地域社会の発展と福祉の向上を図る。 ○補助対象・限度額:建設 600万円、修理 60万円、増築・改築 180万円、用地取得 330万円 それぞれ補助率1/2 ○R3.7末時点で建設2件、増改築1件、修理2件の要望があり待機中。 ●R4年度計画:西善寺自治会(建設:6,000千円、R1.9要望)、郷自治会(増改築:580千円、R2.5要望)	R1以前～ R9以降	6,580	市民活動推進課
	(2) 市民活動の支援	市民活動支援事業	2-(3)	スマイルエッジング	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体の自主的・主体的な活動を促進する。 また、協創によるまちづくりを推進するための本市のファンづくりを目的とした「スマイルプランナー」の運営の強化を図る。	R1以前～ R9以降	327	市民活動推進課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	(3) 地域の拠点づくりの推進	社会教育土育成事業	1-(1)	スマイル エイジ ング	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を 実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体 のコーディネートが必要である。その役割を担う「社会教育 士」を、現社会教育主事取得者に補充受講を受けさせること で、社会教育士資格者として育成する。 ◆取得予定人数:2人(現社会教育主事取得者) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:R4年 8日間想定 ・受講場所:未定(旅費は東京想定で計上)	R4~ R5	418	市民活動推 進課
		本山地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	7,872	市民活動推 進課
		赤崎地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	8,904	市民活動推 進課
		須恵地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	6,580	市民活動推 進課
		小野田地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取 り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を 設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	322	市民活動推 進課
		高泊地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	6,543	市民活動推 進課
		高千帆地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	6,973	市民活動推 進課
		高千帆地域交流センター分館管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	7,458	市民活動推 進課
		有帆地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多 様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能 型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進 及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管 理運営を行う。	R4~ R9以降	6,973	市民活動推 進課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		厚狭地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	443	市民活動推進課
		出合地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	5,607	市民活動推進課
		厚陽地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	5,119	市民活動推進課
		埴生地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R9以降	8,225	市民活動推進課
		地域交流センター管理運営事業	1-(1)		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題を共有し、協議するセンター長会議を開催する。	R4～ R9以降	5,800	市民活動推進課
		地域交流センター整備事業			令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置する。 地域交流センター化に伴い、施設の必要な改修等を行う。 R3年度:看板改修 R4年度:旧福祉会館の風呂廃止等に伴う水道管減径(本山×2、赤崎、高泊、高千帆、高千帆分館、有帆、厚陽) 8か所 R5年度以降:ボイラー撤去ほか	R4～ R9以降	2,042	市民活動推進課
		地域交流センター自家用電気工作物改修事業			各センターに設置されている自家用電気工作物の老朽化が進んでいるため、計画的に更新する。 (赤崎:昭和60年、須恵:昭和61年、高泊:昭和61年、出合:昭和55年、厚陽:昭和51年) (法定耐用年数15年) キュービクルの中には、変圧器(トランス)やコンデンサ等の電気機器が設置されており、このトランスやコンデンサにはPCBが含まれている可能性がある。PCBの法定処理期限は令和8年度末。検査の結果、須恵地域交流センターのトランスに微量PCBが検出された。また、出合地域交流センター、厚陽地域交流センターのコンデンサには、微量PCBが含まれている可能性がある。	R4～ R9以降	15,099	市民活動推進課
		地域交流センター複写機等更新事業			11館ある施設の複写機と印刷機を、計画的に更新していく。	R4～ R9以降	268	市民活動推進課
		区分開閉器更新事業			各センターに設置されている区分開閉器の老朽化が進んでいるため、計画的に更新する。 (更新目安15年)	R4～ R9以降	989	市民活動推進課
		埴生地区複合施設整備事業			令和3年7月に解体工事が完了した旧埴生公民館の敷地を駐車場として整備する。 【事業期間】平成28年度から令和4年度 鉄骨造平屋建【延床面積】1,297.22㎡	R4～ R4	17,770	市民活動推進課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点 施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
	(4) 中山間地域の活性化	中山間地域づくり推進事業			中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少、高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。その手法として、地域おこし協力隊を設置する。	R1以前～ R9以降	8,486	地域活性化室
		地域おこし協力隊募集事業			地域おこし協力隊は、それぞれの人生における大きな決断をして移住し、慣れない生活の中、地域協力活動に従事することになる。実際に目にしたことのない地域にいきなり定住等を検討することは難しいと思われる。そこで、三者(地域おこし協力隊に興味がある方、受入地域、受入自治体)のミスマッチ防止のために、おためし地域おこし協力隊を実施する。地域おこし協力隊に興味がある方が山陽小野田市に応募してもらえるよう勧誘やPRに努める。	R2～ R9以降	1,232	地域活性化室
		中山間地域振興事業			中山間地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民による自主的・主体的な活動を展開することが必要である。住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画を定めると共に、地域課題の解決に向けた取組を支援する。	R2～ R9以降	179	地域活性化室
基本 施策 12 人権 尊重 の まち づく り	(1) 人権教育・啓発の推進	人権啓発等推進事業			人権啓発活動地方委託事業である、「人権の花運動」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」、「人権講座」を実施し、様々な対象者に対して人権啓発を図る。また、人権啓発担当職員の実質向上のため、県主催人権ふれあいフェスティバルや人権関係団体主催の研修会に参加する。	R1以前～ R9以降	559	市民活動推進課
		福祉援護資金貸付金償還事業			同福祉援護資金貸付金の償還額を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	R1以前～ R9以降	879	市民活動推進課
		人権教育推進事業			人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。①地域・企業における人権教育の推進 ②人権啓発作品の募集 ③企業人権教育情報交換会の開催 ④人権尊重のための学習機会の充実など。	R1以前～ R9以降	445	社会教育課
		平和教育推進事業			平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていく。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていく。	R1以前～ R9以降	95	社会教育課
		人権教育推進協議会事業			年3回程度の開催で主に次のことについて協議 ①今年度の人権教育推進計画について ②人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ ③次年度への課題について ④人権課題について など。 委員は、地区自治会・校長会・PTA連合会・保護司会・子ども会・人権擁護委員・連合女性会等で構成。	R1以前～ R9以降	228	社会教育課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
	(2) 人権擁護活動の推進	人権相談事業			人権相談については、人権擁護委員による「特設人権相談所」を毎月2回開設するとともに、10人の人権擁護委員が相談窓口となっている。 また、社会情勢が激しく変化する中、人権を取り巻く状況も複雑化、多様化しており、人権に関する相談が多くなっていることから、人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、庁内関係課や人権擁護委員、法務局ほか関係機関との連携を図る。	R1以前～R9以降	ゼロ予算	市民活動推進課
		DV相談事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力の被害者に関する様々な相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うため、令和3年度から「DV相談員」を設置している。 DV相談員には専門的な知識が必要であることから、知識の習得と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に積極的に参加する必要がある。 また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組むとともに、「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、関係機関との情報の共有を図る。	R1以前～R9以降	141	市民活動推進課
		人権擁護活動推進事業			基本的な人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	R1以前～R9以降	219	市民活動推進課
	(3) 男女共同参画社会の推進	男女共同参画推進事業			○男女共同参画プランに基づく事業の推進 第3次さんようおのだ男女共同参画プラン(計画期間:R1年度～R4年度)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施する。 ○山陽小野田市男女共同参画審議会の開催 プランの取組状況については、学識経験者等による委員で構成する「山陽小野田市男女共同参画審議会」に報告し、意見を取り入れることで施策に反映し、PDCAサイクルを回していく。 ○男女共同参画の日記念事業の実施 10月1日の男女共同参画の日に関連した講座や啓発イベント等を開催する。 ○男女共同参画推進啓発パンフレット作成 令和3年度まで行ってきた「女と男の一行詩」事業を見直し、男女共同参画推進啓発を目的としたパンフレットを作成し、配布する。	R1以前～R9以降	505	市民活動推進課
		男女共同参画プラン(第4次改定)策定事業			平成30年度に策定した第3次さんようおのだ男女共同参画プラン(計画期間:H31～H34)が改定時期を迎えることから、R5年度から4年間を計画期間とする第4次さんようおのだ男女共同参画プランを策定する。 令和3年度にアンケート調査を実施し、その結果をもとに令和4年度末に計画書を策定する。	R3～R4	110	市民活動推進課
		女性団体連絡協議会等支援事業		スマイルエイジング	女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R1以前～R9以降	176	市民活動推進課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策 基本施策13 自然環境の保全・循環型社会の形成	(1) リサイクルの推進	リサイクル活動支援事業			エコ・ライフの普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成を促進するため、資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付する。	R1以前～ R9以降	1,000	環境課
		生ごみ処理容器購入補助事業			一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1,500円、タンボールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。	R1以前～ R9以降	165	環境課
	(2) 地球温暖化対策の推進	環境展開催事業			おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示や環境に関するクイズラリーを行っている	R1以前～ R9以降	151	環境課
		山陽小野田市率先実行計画推進事業			「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市及び市職員が市の事務事業に関し、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動指針として定めた山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務の中での省資源・省エネルギーやごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取り組みを推進する	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	環境課
		山陽小野田市省エネルギー推進事業			山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る	R1以前～ R9以降	31	環境課
		山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業			地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う	R1以前～ R9以降	150	環境課
	(3) 環境・公害監視の推進	環境白書作成事業			市の環境保全施策に関する実施事業及び調査結果に基づき3年に1度取りまとめている。本市の調査結果等を必要としている市民・事業者が利用することにより、環境行政に対する認識と理解が深まることで、環境問題に対する関心を高め、具体的な行動の参考となるため環境白書を発刊する。	R1以前～ R9以降	24	環境課
		環境・公害監視事業			国の環境基準や水質汚濁防止法、企業との環境保全協定の協定値等の超過を監視し、企業の進出時の事前評価の基礎資料等とする。また、公害を発生させないよう企業に対する指導や環境展等での啓発に寄与することにより、公害のない、市民の健康で文化的な生活を確保する上において快適で良好な生活環境の保全、確保に努める。	R1以前～ R9以降	4,896	環境課
		分析機器等の相互利用			市と公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が保有する設備及び機器の効率的かつ効果的な相互利用等により、市と大学、官学との連携・協力をより一層充実させ、両者の実績とノウハウを基盤として、地域課題及び行政課題等に取り組みとともに、地域社会や大学研究、人材育成に寄与する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	環境課
		分析機器等の計画的更新等			公害の状況を把握し、公害の防止のための必要な監視、測定、試験及び情報管理の体制整備や、市民の健康で文化的な生活を確保する上で快適で良好な生活環境の保全に極めて重要である環境監視に伴う分析業務に必要な分析機器の計画的な更新及び点検・修繕を行う。	R1以前～ R9以降	94	環境課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		大気汚染物質測定用槽維持整備事業			大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用の槽について、塗装やゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。	R1以前～ R9以降	584	環境課
		大気汚染物質測定用槽撤去事業			大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用の槽について、近年の状況を鑑みながら測定箇所の再編成を計画する	R4～ R9以降	310	環境課
		環境・公害監視事業(環境保全)			市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査している。	R1以前～ R9以降	2,130	環境課
		環境審議会事業			工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。	R1以前～ R9以降	372	環境課
		環境保全協定及び事前協議に関する事業			企業と環境保全協定を締結し、工場の新增設の際は、協定に基づく事前協議により環境への負荷をチェックする。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	環境課
		相談・苦情処理事業			公害に関する苦情処理件数は、年間50件程度に及ぶ。内訳は、野焼きを含む大気汚染が30件程度で最も多く、死魚事件など水質汚濁がそれに次ぐ。騒音や悪臭の苦情もあり、苦情があれば、現地を確認し、迅速な対応を行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	環境課
	(4) 環境美化・生活衛生の向上	水辺の教室開催事業			昭和60年から実施しており、親と子が一緒になって、郷土の身近な水辺に親しみ、河川に生息している水生生物を観察して水質を調査することによって、環境保全意識の啓発及び高揚に寄与する。市のホームページやチラシ、市広報等で、小学生親子の参加者を募集し、厚狭川で水生生物を指標とした水質評価や考察を行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	環境課
		廃薬品等処理事業			現在、分析に使用した毒劇物や一般試薬の廃薬品類は、毒物及び劇物取締法に基づき、薬品庫等で厳重に保管しているが、万一、地震や津波、高潮、内水氾濫等の災害が発生した場合、環境調査センターから廃薬品類が近隣民家や河川、海域などの公共用水域に漏洩する危険性があるため、危機管理上、廃薬物の処理及び清掃に関する法律に基づき、定期的に廃薬品類を処理する。 また、環境調査センター内の廃薬品類以外の金属類や廃ガラス器具、廃プラスチックなどの産業廃棄物も、労働環境の改善あるいは保管スペースの問題から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する。	R1以前～ R9以降	180	環境課
		ごみ収納箱設置支援事業			本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限20,000円)。	R1以前～ R9以降	1,100	環境課
		狂犬病予防、犬・猫保護等関連事業			狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられているので、市内各所で予防注射を実施している。 また、近年ライフスタイルの変化に伴い、飼い猫、野良猫を問わず苦情が増加している。市民と猫との共生のためのガイドラインの作成を行う。	R1以前～ R9以降	131	環境課
		猫の飼養に関するガイドライン(仮称)作成事業			近年ライフスタイルの変化に伴い、飼い猫、野良猫を問わず苦情が増加している。市民と猫との共生のためのガイドラインの作成を行う。	R4～ R5	ゼロ予算	環境課
		環境美化向上事業			市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	R1以前～ R9以降	468	環境課
		アダプトプログラム事業			本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの回収・処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。	R1以前～ R9以降	233	環境課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		放置自動車処理事業			放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	R1以前～ R9以降	20	環境課
		生活衛生向上事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満町と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理している。また、公共施設で発生したそ族昆虫(主にハチ)の駆除を実施している。	R1以前～ R9以降	249	環境課
		埋火葬関連事業			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。R4年度からは、火葬炉の保証期間が終了するため、修繕費が必要になる。	R1以前～ R9以降	30,348	環境課
		埋火葬関連事業(臨時分)			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。R4年度からは、火葬炉の保証期間が終了するため、修繕費が必要になる。	R3～ R9以降	4,807	環境課
		霊園管理整備事業(経常)			小野田霊園について、69,591㎡と広大である。市営墓地の経営者として、年間を通して草刈や立木の伐採などを中心に維持管理を行っていく。	R1以前～ R9以降	1,916	環境課
	(5) 一般 廃棄物 処理の 推進	最終処分場維持整備事業			残余量が減少しつつある最終処分場(小野田・山陽)について、残余量の測量及び延命化事業の実施を行う。特に山陽処分場は、平成30年7月豪雨により法面が崩落し、復旧工事を行ったが再発の可能性も否定できないことから、なるべく早い時期に閉鎖すべき状況にある。	R4～ R9以降	3,751	環境課
		一般廃棄物(ごみ)処理事業			一般廃棄物(ごみ)処理事業	R1以前～ R9以降	133,415	環境課
		焼却灰セメント減量化事業			県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。	R1以前～ R9以降	79,915	環境課
		環境衛生センター長期(包括)運転管理事業			環境衛生センター(ごみ焼却施設)の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入する。契約期間は8年間。	R3～ R9以降	421,507	環境課
		一般廃棄物(ごみ)処理事業(臨時分)			国の最低賃金及び厚生労働省も工賃向上計画推進の基本指針等に基づき、あけぼの会から、賃金増額要求。	R1以前～ R9以降	502	環境課
		小野田浄化センター維持整備事業			小野田浄化センターは、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設であり、運転停止は許されない。設備機器等が故障した場合は、処理に支障が生じないよう、速やかに対処する。	R1以前～ R9以降	3,000	環境課
		小野田浄化センター定期整備事業			小野田浄化センターは稼働開始から32年が経過し、経年劣化の進行が深刻な状態になっている。現在、施設整備方針検討のための作業を並行して行っているが、現施設が稼働している限り、し尿及び浄化槽汚泥は最後まで処理しなければならないため、必要な設備の更新、分解整備や修繕等を適切に行い、施設の安定稼働を図る。	R1以前～ R9以降	26,146	環境課
		小野田浄化センター法定検査実施事業			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」、「クレーン等安全規則」、「フロン排出抑制法」に基づき、専門業者により設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	R1以前～ R9以降	1,489	環境課
		小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務事業			小野田浄化センターの処理工程で発生する余剰汚泥及び夾雑物を脱水した、脱水汚泥及び脱水し渣を環境衛生センターで中間処理するため、車両での搬送業務を委託する。	R1以前～ R9以降	3,410	環境課
		一般廃棄物(し尿等)処理事業			市民の生活環境及び公衆衛生の保全に支障が発生しないよう、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、適正に処理・処分を行い、水質汚濁防止法及び関係法令が定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるように、施設の機能が十分発揮するための設備の点検整備や修繕及び物品の調達等の維持管理を行う。	R1以前～ R9以降	52,619	環境課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		小野田浄化センター運転 管理業務委託事業			市民の生活環境に支障が発生しないよう、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、適正に処理・処分を行い、水質汚濁防止法及び関係法令が定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、施設の機能を十分発揮するための設備の運転及び維持管理を専門業者に委託する。	R1以前～ R9以降	62,270	環境課
		山陽地区一般廃棄物(し尿等)処理事業			山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。	R1以前～ R9以降	27,176	環境課
		小野田浄化センター施設 整備事業			経年劣化が進行した小野田浄化センターを下水投入施設として新しく整備する。事業の実施については、下水道課との共同で行うこととなり、予算についても下水道事業会計での計上が必要であることから、施設整備及び維持管理に係る費用をし尿処理負担金として下水道事業会計に支払うものとする。	R4～ R9以降	2,012	環境課
		塵芥収集車等車両更新事業			老朽化した塵芥収集車等車両を機能・用途等を勘案しながら計画的に更新する。	R1以前～ R9以降	18,011	環境課
	(6) 森林・ 里山環境の 保全	河川海岸保全事業			山陽地区において、昭和38年から毎年7月頃に、「河川海岸清掃大会」と称して全体参加者約5千人の、大規模な清掃活動を実施しており、地域の環境保全を推進する。	R1以前～ R9以降	520	環境課
		生活環境保全林整備事業			菩提寺山市民の森の維持管理を行う。給水施設保守管理、清掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を行う。	R1以前～ R9以降	3,268	農林水産課
		地域が育み豊かな森林づくり 推進事業			繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる藪の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里山林の一体的整備を行う。 令和4年度は引き続き川上地区において、繁茂竹林の伐採を行う予定。	R1以前～ R9以降	2,000	農林水産課
		環境保全型農業推進事業			地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させるため、10aあたり12千円の補助金を交付する。	R1以前～ R9以降	180	農林水産課
		多面的機能推進事業			担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善する。平成29年度に3組織が一つに広域合併し、平成30年度末で1組織が活動を終了した。活動農用地面積を維持していくことが目標となる。	R1以前～ R9以降	48,364	農林水産課
		中山間地域等直接支払交付 事業			中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。現在5地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道等の維持・管理活動を実践している。 第四期対策期間(平成27年度～31年度・5カ年) 第五期対策期間(令和2年度～6年度・5カ年)	R1以前～ R9以降	3,212	農林水産課
		市民農園管理運営事業			一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことができるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:44区画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画(同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年	R1以前～ R9以降	325	農林水産課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策14 国際交流・地域間交流の推進	(1) 国際交流・地域間交流の推進	国際交流推進事業			本市における国際交流に関わる関係機関・団体に組織する市国際交流協会の財政支援・人的支援を行うことで、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。 姉妹都市間交流の充実を図るため、姉妹都市であるモートンベイ市レッドクリフステートハイスクールの高校生の受入を予定していたが、コロナ禍の影響を踏まえ、オンラインでの交流を検討する。	R1以前～ R9以降	358	市民活動推進課
		中学生海外派遣事業			親善大使として中学生を姉妹都市モートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。 新型コロナウイルス感染症対策のため、R2年度、R3年度は派遣事業を中止した。海外へ生徒を派遣するという事業の特性上、世界的なコロナ禍の中での事業の継続について慎重に検討する必要がある。	R1以前～ R9以降	3,226	市民活動推進課
		姉妹都市提携30周年記念事業			平成4年(1992年)8月に旧小野田市と旧レッドクリフ市が姉妹都市提携をして、令和4年(2022年)で30周年を迎える。姉妹都市提携後は、学生の相互訪問を中心に交流を深めてきた。今後も引き続き友好を深めるべく記念事業及び記念式典を開催する。	R4～ R4	200	市民活動推進課
	(2) 多文化共生の推進	多文化共生推進事業		スマイルエッジ	本市における外国人(主にオールドカマー)の人口は、約800人で年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R3年度からは山陽地区で新たに日本語教室を開設したが、R4年度以降は文化庁の補助が終了するため、運営方法が課題となっている。 その他、日本人や外国人が気軽に集える場の提供や情報発信の実施について検討する。	R4～ R9以降	ゼロ予算	市民活動推進課
基本施策15 シティセールス・移住定住の推進	(1) シティセールスの推進	シティセールス推進事業	3-1		「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R1以前～ R9以降	741	シティセールス課
		シティセールスPR強化事業	3-1		第二次総合計画において、「スマイルシティ山陽小野田」をキャッチフレーズとして打ち出したことに伴い、新たなCI戦略を進める上で、平成30年度にキャッチフレーズをモチーフにしたロゴマークを制作するとともに、JR厚狭駅新幹線口に市のPRポスターを掲示した。令和2年度からは、JR小倉駅のデジタルサイネージを活用して市の魅力を発信した。令和4年度は、市の認知度を更に向上させるため、新たなデザインの市のPRポスターを作成します。	R1以前～ R9以降	82	シティセールス課

基本施策	基本事業	事業名	重点施策	横断的施策	事業概要	事業期間	令和4年度事業費 (単位:千円)	担当課
		ハロウィンイベント実施事業		スマイルエッジ	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、映像等を効果的に活用した作品の上映やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和4年度以降においても、交付金がなくなるほか、新型コロナウイルス感染症による影響が継続すると想定した上で、「スマイルハロウィンさんようおのだ」をどのように展開していくことができるのか、どのようなアイデアが考えられるのかなどについて、実行委員会を中心として意見を取りまとめる。	R1以前～R9以降	5,000	シティセールス課
		シビックプライドアドバイザー活用事業			活力と笑顔あふれるまちの実現に向けて、シティセールス推進指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進する上で、シビックプライド等に関し、専門的視点から意見や助言を得るため、シビックプライドアドバイザーを設置し、活用を図る。	R1以前～R9以降	284	シティセールス課
		ロゴマーク普及啓発事業			ロゴマーク入り缶バッジの無料配布を行うことで、市の知名度の向上やロゴマークが市民へ浸透することにより愛着の喚起を誘発し、シビックプライドの醸成を図った。また、イベント(ハロウィンイベント、レノファ山口試合会場等)を活用した缶バッジの製作体験・無料配布を行い、市内外に向けてPR促進を図る。平成30年に新設したロゴマークをPRする職員用ストラップについては、令和3年7月末時点で965本を配布し、残数(35本)が僅かとなった。新規採用職員への配布及び配布済みストラップの摩耗による取替えに備えるため、令和4年度は既存デザインのストラップを1,000本購入する。	R1以前～R9以降	418	シティセールス課
		わがまちの魅力発信事業			レノファ山口をはじめとするプロスポーツの試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。マツダスタジアム(広島市)でのわがまち魅力発信隊への参加、維新みらいふスタジアム(山口市)でのレノファ山口ホームゲーム・サンクスデーのブース設置等を行う。	R2～R9以降	373	シティセールス課
		シティセールスガイドブック作成事業			本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和2年1月、シティセールスガイドブック「SO smile」を作成した。(4,000部、B5横型28ページ)令和元年度は、移住フェア等で配布したほか、市役所等の公共施設に設置、ホームページにも掲載するなどして、本市の住みよさをPRした。令和2年度は、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布し、移住検討者等を対象に本市の魅力PRした。また、市民課及び各支所の窓口で、転入者に配布している。令和3年度は3,000部増刷し、課名の変更や施設名称の変更等を行い、内容を最新の状態にして配布した。令和4年度は、「移住者インタビュー」「シティセールスページ」を更新した上で、3,000部増刷し、移住フェア等で配布する。	R1以前～R5	1,062	シティセールス課
	(2) 移住・定住の推進	転入奨励金交付事業			定住人口の増加による市の活性化を目的として、「山陽小野田市転入促進条例」に基づいて、転入して住宅を取得した方に対して、取得した住宅の家屋部分の固定資産税相当額を転入奨励金として5年間交付します。	R1以前～R9以降	27,400	シティセールス課
		UJIターン推進・支援事業	3-(1)		本市への転入者を増やすため、「山口県連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。令和4年度以降は、新設した移住定住リーフレットを活用し、移住フェアへの出展を増やして、本市への移住相談件数を増やすとともに、移住定住を促進する。	R1以前～R9以降	1,091	シティセールス課
		移住就業・創業支援事業			国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、移住支援を実施しており、本市においても県と連携しながら当事業を実施することにより東京圏からの移住及び就業・創業を支援する。	R1以前～R9以降	3,000	シティセールス課
		移住定住プロモーション事業	3-(1)		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、市移住定住情報ポータルサイトの保守管理を行うとともに、移住者インタビューの内容を更新するなど、有益な情報を分かりやすく発信する。本市の「住みよさ」をPRし、情報発信に力を入れることで本市への移住を促進するとともに、定住人口の増加を図る。	R3～R9以降	879	シティセールス課

基本 施策	基本 事業	事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和4年度 事業費 (単位:千円)	担当課
		スマイルシティ・ライブ体験 事業	3-(1)		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に御相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライブ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。令和4年度は、民間のノウハウを活用するため、専門業者へ委託して、移住検討者からの問い合わせ・相談対応、移住定住ポータルサイト管理、移住定住SNS発信、市との調整、お試し暮らし体験の企画、戦略立案、入居退去対応、業務フロー等を確立させる。令和5年度以降は、お試し暮らしのPRや、オーダーメイドツアー等の移住体験プログラムを検討する。なお、委託業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。本契約の実施期間は、事業開始予定日である令和4年12月1日から、3年間の債務負担行為を設定し、令和7年11月30日までとする。	R4～ R9以降	4,120	シティセールス課